

## 5 計画の実現にむけて ー関係主体間の連携や推進体制の整備ー

近年、地方への権限委譲等により県に求められる役割は変化し、また、福祉やまちづくりを実施すべき基礎自治体である市町村の役割はさらに重要性を増しています。

しかし、地域の暮らしやまちづくりへの課題は多様化・複雑化しており、県内には小規模で人員体制が限られる市町村が多い状況にあります。

このため、県と市町村の連携や県からの支援、市町村間の連携、福祉部局等との各庁内の連携のほか、庁外の多様な関係主体との連携を強化することにより、住宅施策という垣根を超えた幅広い施策を活用する、より高度な総合的・計画的な施策推進能力が求められています。

本計画の推進は、従来の住宅政策の枠組みにとどまらず、関係する様々な主体の役割を明確化し、地域・住宅地の特性や施策のねらいに応じて関係主体が互いに連携・協働することで、実態に即したきめ細かな施策の展開を図ることが重要です。特に、県・市町村による一体的な推進体制が重要であり、施策導入段階で関係者同士が十分な協議を図り、主体間でより良い連携体制を構築した上で協働して施策を推進します。

### (1) 関係主体の役割に応じた施策の推進

本計画の施策に関わる関係主体は、基本的に以下の役割を担うことが期待されます。

関係主体		施策実施における各主体の役割
公 的 主 体	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県での計画立案及び施策推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・全県レベルでの基準設定、先導施策展開、住情報等の提示</li> <li>・庁内(関係部局)推進体制の構築、市町村連携等の推進</li> </ul> </li> <li>○広域的な需給に応じた住宅困窮者の安定居住の確保 等</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村独自の計画立案及び施策推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の多様な主体と協調する施策の展開</li> </ul> </li> <li>○地域実態に見合った住宅困窮者の安定居住の確保</li> <li>○地域住民等との連携による「住まいまちづくり」 等</li> </ul>
	都市再生機構等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各主体が担う公的住宅の適切な供給、維持管理</li> <li>○地域の住宅需要動向に対応した適切な住宅供給</li> <li>○地域実態に見合った住宅困窮者の安定居住の確保</li> <li>○地域の医療福祉機関と連携した高齢者居住支援 等</li> </ul>
民間事業者 (住宅関連事業者等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅需要動向に即した住宅等の供給、住環境の形成</li> <li>○自らが供給する住宅による住宅性能向上等への貢献 (消費者と直接的につながる住宅の安全性、品質及び性能の確保)</li> <li>○事業活動にかかる住宅に関する情報の提供</li> <li>○市場の健全性等の確保</li> <li>○高齢者向け住宅・セーフティネット等の供給</li> <li>○生活機能・福祉サービスの提供等への関与</li> <li>○「住まいまちづくり」等への参画 等</li> </ul>
NPO(市民活動団体等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に密着した活動(サービス提供)等の実施</li> <li>○「住まいまちづくり」等への参画 等</li> </ul>
地域住民(居住者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○(自らが関わる)住宅の質の向上の確保</li> <li>○住宅の性能向上や市場の適正化等に関する判断</li> <li>○地域に密着した活動(サービス提供)等の実施</li> <li>○「住まいまちづくり」等への参画 等</li> </ul>

このような各主体の役割を活かして、施策の実施を図ります。

## (2) 関係主体連携による推進体制の整備

### ① 県・市町村連携による推進体制

各市町村に密着した課題への対応、地元住民が行う活動への支援等については、県と市町村が連携して取り組む必要があります。このため、県と市町村との間で、迅速に協議を行うことができるよう、相互の情報交換等の機会拡大や関係者間組織の形成等を図ります。

また、県は、広域的な観点から、地域創生に資するまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指します。特に、まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村の協働でプロジェクトを実施していきます。

### ② 公民連携による推進体制

施策の中には、民間事業者や地域住民等が関与、または主体となるものが多く含まれています。これらの施策を実施するには、関係者同士が継続的に協議等を行う場を設けた上で、施策の内容や各地域の特徴等を踏まえて事業内容や実施方法、実行体制等を定めることが必要です。

### ③ 関連部局連携による施策推進

本計画の施策推進にあたっては、県では、住宅政策、まちづくり政策、空き家政策、福祉政策を所管する様々な関係部局との連携が不可欠となります。

例えば、大きな課題となっている高齢世帯やひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保等においては、ハードとしての住まいの提供のみでなく、ソフト面からも暮らしの安定を図る対策が重要であり、このためには、住宅部局・福祉部局との連携体制を核として、民間の不動産関連事業者・福祉関連事業者、関係団体等との協働ネットワークの構築が必要不可欠となります。

加えて、こうした取り組みは空き家対策の観点からも相乗効果が期待されます。本県の歴史的な街なみや町家などを活かし、空き家を地域に役立つ形で活用していく観点からは、観光部局や産業部局との連携も必要となります。

以上のように、施策内容に対応して、公民の関係主体による推進体制を構築していきます。

### ＜持続可能な「住まいまちづくり」の推進体制イメージ＞

